

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月  
② 昭和 45 年 10 月から 47 年 5 月まで  
③ 昭和 47 年 9 月から同年 11 月まで  
④ 昭和 48 年 2 月から同年 7 月まで  
⑤ 昭和 49 年 4 月及び同年 5 月  
⑥ 昭和 49 年 9 月から 50 年 3 月まで  
⑦ 昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月まで

私の国民年金は、父が加入手続を行い、家族の保険料と一緒に納付したと聞いていたが、申立期間①から⑦までの記録が未納とされている。自宅が火災になり当時の資料は無く、父も死亡していることから証明するものは無いが、確かに納付していたはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦について、申立人は、「父が家族の国民年金保険料と一緒に私の分も納付していた。」と主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料を完納しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月 1 日に払い出され、二人とも 20 歳到達時に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人の父親は、申立期間⑦の保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、昭和 50 年 4 月から申立期間⑦の直前の 53 年 3 月までの期間が納付済みとなっているこ

とが確認できるところ、申立人の元妻は、申立期間⑦を含む 50 年 4 月から 54 年 3 月までの期間が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の父親が、申立人の申立期間⑦の保険料についても納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち昭和 48 年 2 月から同年 6 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（50 年 10 月 1 日）では、既に納付の時効であることから、申立人の父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人の父親が上記期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④のうち昭和 48 年 7 月、申立期間⑤及び⑥については、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（50 年 10 月 1 日）において、過年度保険料として納付が可能であったところ、申立人と同日付けで国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の元妻についても、48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間については過年度保険料として納付が可能であったものの、申立人と同様に納付した記録は無い。

加えて、申立期間①から⑥までの期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間、同年7月から50年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで  
② 昭和49年7月から50年3月まで  
③ 昭和62年1月から同年3月まで

私は、昭和45年から62年3月までA市町村B地区に住んでいた。当時、町内会長が毎月集金に来ており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、町内会長が毎月集金に来て、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、一緒に納付したとする元夫も、申立期間①から③までの期間については未納の記録となっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、集金に来ていたのは、ずっと同じ町内会長であった。」と述べているものの、同町内会の記念誌に記載された歴代の町内会長の就任期間をみると、申立期間①から③までの期間に町内会長を務めていた者は、申立人が記憶している者ではなく、申立人が記憶している者が町内会長を務めていたのは、昭和51年4月から53年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間であることが確認できる。

さらに、現金納付者名簿から、申立期間①の直前の昭和48年4月から同年9月までの保険料は、過年度保険料として納付されていることが確認でき、毎月町内会長に納付していたとする申立人の主張とは相違している上、申立人は、納付したとする保険料額については、「月額9,000円ぐらいであっ

た。」と記憶しているが、申立期間の保険料額とは大幅に相違していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月頃から27年3月1日まで  
② 昭和28年11月1日から31年1月1日まで  
③ 昭和36年12月1日から38年4月1日まで  
④ 昭和38年6月1日から39年4月1日まで  
⑤ 昭和40年12月1日から41年3月1日まで  
⑥ 昭和41年4月30日から42年2月1日まで

株式会社AのB工場には昭和25年1月頃から30年12月末まで正社員として勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。

また、C株式会社には昭和36年12月から42年1月まで正社員として勤務したが、申立期間③から⑥までの厚生年金保険の加入記録が無い。

どちらの事業所にも間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「株式会社AのB工場での厚生年金保険の加入が昭和27年3月1日からとされているが、25年1月頃から勤務していた。」と主張しているところ、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していた事実については、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明であることから確認できない上、当時の同僚から聴取したものの、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、株式会社AのB工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年3月1日であり、申立期間①当時は適用事業所とはなっていないことが確認できる上、同年3月

1日から厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、「私は、26年頃から株式会社AのB工場に勤務したが、厚生年金保険に加入する前の期間に保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない。」と証言しており、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「株式会社AのB工場には、昭和30年12月まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人及び同僚一人は、昭和28年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、喪失原因として解雇と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、株式会社AのB工場は、昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その時点で同事業所の厚生年金保険の被保険者であった事業主を含む6人は、その全員が同事業所と同じ敷地内に新設されたD株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。しかし、株式会社AのB工場において申立人及び申立人と同日で資格を喪失している上記の同僚は、D株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることは確認できない上、申立人は、「同社については知らない。」と述べている。

さらに、申立期間②の期間中にD株式会社において厚生年金保険に加入した記録が確認できる社員3人は、「申立人について記憶は無い。」と述べており、申立人が同社で勤務していたことは確認できない。

申立期間③から⑥までについて、申立人は、「C株式会社には、昭和36年12月1日から42年1月31日まで継続して勤務していたが、当該期間の加入記録が無い。」と主張しているところ、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間③から⑤までの期間について、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C株式会社に係る適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和38年4月1日から同年6月1日までの期間、39年4月1日から40年12月1日までの期間及び41年3月1日から同年4月30日までの期間だけであり、申立期間③から⑥までの期間は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「C株式会社には、昭和35年10月から40年3月まで勤務した。」と述べているところ、当該同僚についても申立期間③及び④における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚を含む複数の同僚から聴取したものの、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言も得られなかった。

さらに、C株式会社の代表取締役及び取締役は死亡又は連絡先が不明のため

め、申立期間③から⑥までの保険料控除の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。